

【第 3 問】

会社員の A さんは、妻 B さん、長男 C さんおよび二男 D さんとの 4 人家族である。

A さんは、2022 年中に長男 C さんの入院・手術費用として支払った医療費について、医療費控除の適用を受けたいと考えている。なお、不動産所得の金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

＜A さんとその家族に関する資料＞

A さん（48 歳）： 会社員

妻 B さん（45 歳）： 会社員。2022 年中に給与収入 300 万円を得ている。

長男 C さん（20 歳）： 大学生。2022 年中の収入はない。

二男 D さん（14 歳）： 中学生。2022 年中の収入はない。

＜A さんの 2022 年分の収入等に関する資料＞

（1） 給与収入の金額： 900 万円

（2） 不動産所得の金額： ▲80 万円（白色申告）

※損失の金額 80 万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子 20 万円を含む。

※妻 B さん、長男 C さんおよび二男 D さんは、A さんと同居し、生計を一にしている。

※A さんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※A さんとその家族の年齢は、いずれも 2022 年 12 月 31 日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》 所得税における医療費控除に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「通常の医療費控除は、その年分の総所得金額等の合計額が 200 万円以上である場合、その年中に自己または自己と生計を一にする配偶者等のために支払った医療費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が（ ① ）円を超えるときは、その超える部分の金額（最高（ ② ）円）を総所得金額等から控除することができます。

また、通常の医療費控除との選択適用となるセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、定期健康診断や予防接種などの一定の取組みを行っている者が自己または自己と生計を一にする配偶者等のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が（ ③ ）円を超えるときは、その超える部分の金額（最高（ ④ ）円）を総所得金額等から控除することができます」

＜通常の医療費控除額の算式＞

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に} \\ \text{支払った医} \\ \text{療費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金など} \\ \text{で補填され} \\ \text{る金額} \end{array} \right\} - (\text{①}) \text{円} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高 (②) 円)} \end{array}$$

＜セルフメディケーション税制に係る医療費控除額の算式＞

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に} \\ \text{支払った特} \\ \text{定一般用医} \\ \text{薬品等購入} \\ \text{費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金など} \\ \text{で補填され} \\ \text{る金額} \end{array} \right\} - (\text{③}) \text{円} = \begin{array}{l} \text{セルフメディケー} \\ \text{ション税制に係る} \\ \text{医療費控除額} \\ \text{(最高 (④) 円)} \end{array}$$

〈数値群〉

イ. 12,000 ロ. 24,000 ハ. 38,000 ニ. 68,000 ホ. 88,000

ヘ. 100,000 ト. 120,000 チ. 150,000 リ. 180,000

ヌ. 1,000,000 ル. 2,000,000 ヲ. 3,000,000

通常の医療費控除は、その年分の総所得金額等の合計額が 200 万円以上である場合、その年中に自己または自己と生計を一にする配偶者等のために支払った医療費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が(① **ヘ. 100,000**)円を超えるときは、その超える部分の金額(最高(② **ル. 2,000,000**)**円**)を総所得金額等から控除することができます。

また、通常の医療費控除との選択適用となるセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は・・・その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が(③ **イ. 12,000**)円を超えるときは、その超える部分の金額(最高(④**ホ. 88,000**)**円**)を総所得金額等から控除することができます

《問 8》 A さんの 2022 年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「A さんは、配偶者控除の適用を受けることはできませんが、配偶者特別控除の適用を受けることができます」
- ② 「A さんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は、101 万円です」
- ③ 「A さんが医療費控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告が必要です。年末調整では医療費控除の適用を受けることができません」

×①配偶者特別控除を受けるための要件

- (1) 控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額が 1,000 万円以下
- (2) 配偶者の年間の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下

妻 B さん（45 歳）は会社員として給与収入 300 万円を得ており、

給与所得＝300 万円－給与所得控除（300 万円×30%＋8 万円）＝202 万円

なので配偶者特別控除は適用できない。

×② 「長男 C さん（20 歳）は大学生で 2022 年中の収入はない」ので 63 万円

「二男 D さん（14 歳）は中学生」なので子ども手当を受給中なので、扶養控除はなし。

∴扶養控除合計は 63 万円。

○③

《問 9》 A さんの 2022 年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、①の計算上、A さんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。また、〈答〉は万円単位とすること。

① 総所得金額に算入される給与所得の金額

② 総所得金額

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超	万円以下		
	～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30%＋8万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

（１） 給与収入の金額：900万円

給与所得控除＝195万円

所得金額調整控除額

＝{給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）－850万円}×10%

＝（900万円－850万円）×10%＝5万円

∴給与所得＝900万円－195万円－5万円＝ ①700万円

（２） 不動産所得の金額：▲80万円（白色申告）

※損失の金額80万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子20万円を含む。

総所得額に参入されるのは▲80万円＋20万円＝▲60万円

∴総所得金額＝700万円＋▲60万円＝ ② 640万円